

租税教室



シキョウシセツ
公共施設
(税金)

キ企
(会社)



広報とべ

平成30年如月

2

2018 No.158

申告受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)

正しくお早めに



申告受付の日時と対象地区

会場：役場2階大会議室、ひろた交流センター2階

時間：①8時30分～11時30分 ②13時～16時 ③8時30分～16時(11時30分～13時を除く)

月日	時間	対象地区	会場	
2月	16日(金)	① 大畑・あかがね ② 山並・永立寺	役場2階大会議室	
	19日(月)	① 千足・上南台 ② 大角蔵・七折・川井・川井団地		
	20日(火)	① 宮内 ② 宮内		
	21日(水)	① 頭ノ向 ② さかえ・幸田		
	22日(木)	① 外山・鶺ノ崎・五本松・射場 ② 久保田・客		
	23日(金)	① 北川毛 ② 北川毛		
	26日(月)	① 上ノ山・戎・中通・富士 ② 大谷・天神		
	27日(火)	① 千里地区(川登・万年)・大平・岩谷 ② 岩谷口・向南台		
	28日(水)	① 八瀬・梶団地 (広田地区へ移動のため午前のみ)		
	3月	1日(木)		① 高市 ② 満穂・篠谷・玉谷・大内野
2日(金)		① 中野川・多居谷・仙波 ② 総津		
5日(月)		① 麻生・田ノ浦・拾町 ② 原町		
6日(火)		① 上原町・三角 ② 重光・八倉		
7日(水)		① 南ヶ丘北・上野 ② 南ヶ丘		
8日(木)		① 高尾田 ② 高尾田		
9日(金)～15日(木)		③ 指定日に都合の悪い人 (11日回は混雑が予想されますので、できるだけ平日にお越しください。)		
※1				

※1 3月10日(土)を除く

申告に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号のわかるもの
(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)
- 身体障がい者手帳や療育手帳など
(障がい者控除を受ける人)

【所得の計算に必要な書類】

- 給与・年金などの源泉徴収票(原本)や事業主からの支払証明書
- 生命保険の年金や一時金などの書類
- 収支内訳書(営業、農業、不動産などの所得がある人)

【各種の所得控除を受ける場合】

- 支払証明書(生命保険料、地震保険料、国民年金保険料控除証明書など)
領収書(社会保険料、国民健康保険税、医療費(※2)、寄付金など)
- 親族関係書類、送金関係書類(国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ)

※2 今年の申告から「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。

【所得税の還付申告をされる場合】

- 振込先口座(申告者本人名義)のわかるもの(通帳など)

注意

営業、農業、不動産などの収支内訳書、医療費控除の領収書および明細書は、あらかじめ整理し申告会場へ持ってきてください。

所得税の確定申告、 町・県民税申告は

平成29年分の町・県民税の申告相談を行います。なお、混雑を避けるため、地区指定日に申告をお願いします。当日は、対象地区の人を優先して申告相談を行います。

申告会場は、8時20分開場ですので、早く来庁しすぎないようにしてください。

所得税および復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、内容によっては、松山税務署での申告をお願いする場合があります。(不動産、株式、先物などの分離課税の所得がある人は、通常の申告に比べ相談、処理に時間がかかります。なるべく松山税務署で申告してください。)

問 戸籍税務課町民税係 ☎ (962) 2061

町・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在で町内に居住し、次の①から⑦のいずれかに該当する人

- ① **国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人(申告をしないと軽減措置を受けられなくなる場合があります。)**
- ② 営業、農業、不動産、配当、雑所得(例：年金)など、各種所得がある人
- ③ 給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書の提出がない人
- ④ 給与所得者で、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の人
- ⑤ 2カ所以上から給与の支払いを受けていて、確定申告の必要がない人
- ⑥ 前年に退職し、再就職をしていない人で、確定申告をしていない人
- ⑦ 医療費、生命保険料などの控除を受けようとする人

申告にはマイナンバーの記載が必要

本人 マイナンバーの記載

扶養親族 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載

※通知カードやマイナンバーカードをなくされた人は、申請により作成することができます。(8ページ「マイナンバーカードの申請」をご覧ください。)

申告には利用者識別番号が必要

利用者識別番号などの通知を印刷し提示が必要

利用者識別番号の取得は、申告会場の端末でできますが、混雑が予想されます。できるだけ事前に国税庁のホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_191207_idpwonline.htm)で取得してください。

松山税務署からのお知らせ

平成29年分所得税及び復興特別所得税確定申告の受付と納税は、2月16日(金)から3月15日(日)です。

松山税務署では、2月18日(土)と2月25日(土)の2日間(日曜日の確定申告相談および申告書の受け付けを行います。混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。)

また、臨時駐車場を設けておらず、庁舎内駐車場は狭いため、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

◆確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力すると、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送などで税務署に提出できます。

なお、操作に関する不明な点は、国税庁ホームページ「e-Tax」作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください。
国税庁 <http://www.nta.go.jp>

問 松山税務署および電話相談センター ☎ (941) 9121
自動音声案内が流れますので、案内に従ってご用件の番号を選択してください。